

結果公表

佐賀県地域福祉支援計画 Ver.4 策定についての意見募集結果

1 計画の趣旨

佐賀県では、社会福祉法に基づく市町地域福祉計画の円滑な実施を支援するため、平成16年3月に、平成16年度から平成20年度までの5年間を計画期間とする佐賀県地域福祉支援計画を策定しました。

その後、平成19年度及び平成24年度に内容の見直しを行いました。今回、地域福祉をめぐる情勢変化や本県の課題を踏まえて計画を見直し、新たな地域福祉支援計画を策定することとし、その案について県民の皆様からご意見を募集しました。

お寄せいただいたご意見等を踏まえて計画を策定しました。

2 意見募集期間

意見募集期間は終了しました。

平成27年9月30日 ～ 平成27年10月28日

3 公表資料

パブリック・コメントの実施結果

佐賀県地域福祉支援計画 Ver.4

4 意見提出件数

22件

5 意見の反映区分

区分	反映区分	意見数
「A」	計画等と同趣旨のもの……………	6件
「B」	計画等の修正を行ったもの……………	5件
「C」	計画等の推進の段階で検討するもの……	2件
「D」	計画等の修正が困難なもの……………	1件
「E」	計画等に関する感想や質問であるもの…	8件

6 意見の内容と意見への対応

関連ファイル「パブリック・コメント実施結果」をご覧ください。

関連ファイル

- パブリック・コメント実施結果
- 佐賀県地域福祉支援計画 Ver.4（素案）
- 佐賀県地域福祉支援計画 Ver.4（決定）

問い合わせ先

健康福祉本部 地域福祉課 地域福祉担当
電話：0952-25-7053（直通）
メール：chiikifukushi@pref.saga.lg.jp

パブリック・コメントの実施結果

番号	ご意見の内容	ご意見への対応	意見の反映区分
1	基本目標その2-(1)-⑫の具体的取組に、「里親家庭の増加推進および啓発」を追加してはどうか。	具体的取組に「里親等家庭養護の推進及び里親制度の普及啓発」を追加しました。	B
2	基本目標その1-(1)-③「身近な移動手段の確保に向けた取組の推進」 デマンド交通についてはぜひ推進をしてほしい。デマンド交通の運用については、タクシーの配車係を担当されていたOBの人たちなどの協力を得て運用するとよいのではないかと考える。予約乗車のノウハウが活かせるのではないのか。民間やOBの知恵を借りて今後の運用を検討してほしい。	平成25年に交通政策基本法が制定され、地方自治体の責務が明記されるなど、地域の移動手段確保に関する地方自治体の役割が大きくなってきています。 県としては、地域の実情（移動の実態等）に合わせて、デマンド交通など新たな移動手段も含めて、適切なかたちでの移動手段の確保に努めていきます。	E
3	基本目標その1-(1)-⑨「障害者スポーツの推進」 障害者スポーツに対する支援として、パラリンピック、デフリンピック、車いすバスケット世界大会などに出場する選手の育成、たとえば強化選手等への資金面などの支援をお願いしたい。	パラリンピック等の世界大会に出場するアスリートに対しては、「さがんアスリート」として認定し、奨励金を交付しています。	E
4	基本目標その1-(4)-②「市町社会福祉協議会における地域福祉活動計画の策定」 各市町の社会福祉協議会における地域福祉活動計画が作成されている。今後は特に、各市町の地区ごとの社協の動きが大きな役割を果たすと考える。本県は、各社協の作成した地域福祉活動計画に沿った地域福祉計画支援を行ってほしい。	ご意見のとおり、各市町社会福祉協議会はもちろんのこと、より県民に身近な存在である地区社会福祉協議会は、地域福祉の向上のため、非常に重要な役割を果たすと考えます。今後とも、各市町社会福祉協議会における計画の策定を促すとともに、各市町および県社協を通じて、各市町、地区の社会福祉協議会との連携を図っていききたいと思います。	C
5	基本目標その2-(2)-④「民生委員・児童委員活動の活性化」 主任児童委員も加えてほしい。民生委員・児童委員以外に、児童問題を専門に活動する「主任児童委員」も存在する。地域福祉の子育てという観点から、主任児童委員を付け加えるべきではないのか。P36(2)ともリンクしているのですり合わせをお願いしたい。	ご意見のとおり、計画では民生委員・児童委員とのみ表記しており、主任児童委員について触れていませんでしたので、注記を入れることとしました。(基本目標その1-(4)-④)	B

6	<p>基本目標その 2-(1)-⑦「福祉サービスの苦情解決体制の整備」</p> <p>苦情相談窓口の充実と機能の活性化をのぞむ。名ばかりの窓口に終わらず、窓口の充実と機能性を備えた苦情解決体制を望む。</p>	<p>苦情解決体制の整備については、制度の普及を図ると同時に、質の向上にも努め、福祉サービス利用者の権利擁護を図っていきます。</p>	A
7	<p>基本目標その 2-(1)-⑫「要保護児童に対する支援」</p> <p>「児童養護施設等の退所児童のアフターケアの充実の部分」については、メンタル部分のケアの継続をお願いしたい。また、児童養護施設等入所の児童生徒については、里親制度の紹介や一時帰宅できる（夏冬の休暇中）の帰省できる家の確保をのぞむ。P57 具体的取組③の児童に対する虐待の部分ともリンクしているので、その点のすり合わせをしてほしい。</p>	<p>退所児童へのメンタルのケアの継続も行ってまいります。また、入所児童への里親制度の紹介等御指摘の点に留意してまいります。</p>	E
8	<p>基本目標その 2-(2)-②「サービスのユニバーサルデザイン化の推進」</p> <p>具体的取組の部分については、「多文化共生分野」との整合性を考えた取組をしてもらいたい。</p>	<p>具体的取組の中の「ユニバーサルデザインの研修会」や「UDイベントマニュアル」では、外国人に配慮した対応のことも取り扱う予定であり、ご意見のとおり多文化共生についても意識した取組としたいと考えています。</p>	A
9	<p>基本目標その 2-(2)-⑥「国際化に対する対応」</p> <p>多文化共生分野として考えると、多言語表記での相談窓口案内などユニバーサルサービスと、バリアフリーを取り入れた施策を進めてほしい。</p> <p>市町等と連携した外国人相談体制ネットワークの構築及び弁護士、司法書士につなぐ法律扶助を考慮した施策を考えてほしい。</p>	<p>県では、(公財)佐賀県国際交流協会に在住外国人支援事業を委託しており、協会が在住外国人の相談対応を行っています。</p> <p>相談対応は、日本語（やさしい日本語）・英語・中国語・韓国語で行っており、ホームページ等において、それら全ての言語での相談窓口案内を行っています。</p> <p>また、市町の窓口から連絡を受けて相談対応を行ったり、離婚や労働等の内容について協会と連携している弁護士につなぎ、一緒に相談を受けて問題解決に取り組んでいます。</p>	A
10	<p>基本目標その 2-(5)-⑤「地域における認知症高齢者支援体制の整備」</p> <p>内容について、若年性認知症も問題視されていることから若年性認知症の対策もいれてはどうか？</p>	<p>具体的取組に下記の若年性認知症対策を追加します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症支援検討会 ・若年性認知症研修事業 	B

1 1	<p>基本目標その 2-(5)-⑥「虐待に対する支援体制の整備」</p> <p>マイナンバー制度の導入により、虐待による被害者の情報漏れなどがないような支援体制の整備を各部署と連携してほしい。</p>	<p>虐待に関して県や市町で、虐待による被害者のマイナンバー（個人番号）を収集・利用することはありません。なお、個人情報につきましては、今後とも、個人情報の保護に関する法律、佐賀県個人情報保護条例、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムを遵守し、適切に取り扱ってまいります。</p>	E
1 2	<p>基本目標その 2-(9)「生活困窮者に寄り添った自立支援」</p> <p>生活自立支援センターも各市町にできている状況。このセンターと連携し県側としては、福祉の支援を進めていくべきである。</p>	<p>県においては、各市町をはじめ各生活自立支援センターと連携して支援を進めています。</p>	A
1 3	<p>基本目標その 2-(9)「生活困窮者に寄り添った自立支援」</p> <p>具体的取組の部分 現行の生活自立支援センター（社会福祉協議会やGコープなど民間）数を将来的に増やすのか？</p>	<p>生活自立支援センターは、各実施主体（市在住者は市、町在住者は県）が直営方式又は委託方式によりそれぞれ設置しています。つまり、各実施主体すべてがセンター設置済の状況にあるため、その数を将来的に増やす予定はありません。</p>	E
1 4	<p>基本目標その 2-(9)「生活困窮者に寄り添った自立支援」</p> <p>人材確保 新・生活困窮者に寄り添った自立支援を行うために、人材育成、確保は必要である。しかし、少子化問題で、若い人たちの確保が難しい状況と言える。中高年の人を対象とした人材確保も考えられるがどうか。</p>	<p>生活自立支援センターの従事者は、生活困窮者に寄り添った支援を行う高度な支援を行う必要があるため、年齢等に関係なく適切な人材を確保していきたいと考えています。</p>	E
1 5	<p>基本目標その 3-(2)-⑤「医療と介護の連携強化」</p> <p>（数値目標の）新・在宅医療連携拠点機関数だが、平成30年度までに8箇所に増やす予定の部分。これは、国が進めている「地域包括ケアシステムの構築」の一部として捉えてよいのか？この部分については、P55の内容ともリンクするのですのでり合わせをしてほしい。</p>	<p>県では、医療と介護の連携強化の取組みの一つとして、在宅医療連携拠点機関の整備を目標にしておりますが、これは、地域包括ケアシステムの一環として対応しています。</p> <p>今後も医療と介護の連携、ひいては地域包括ケアシステムの整備を図るため、様々な取組みを進めていくこととしており、55ページにある「在宅介護支援体制の充実」に関する取組みともつながるものとなります。</p>	E
1 6	<p>基本目標その 4-(1)-⑪「ボランティア、CSOの参加促進」</p> <p>プラスワンメールマガジン通信で、実際ボランティア体験談を発信してもらうことで、生の声が届く。</p>	<p>CSO ポータル等での情報発信をはじめ、官民協働プラスワンセンターと協働してプラスワン運動（※）の推進に引き続き取り組んでいきます。</p>	A

	<p>新しいボランティア、CSOの参加促進につながっていくと思う。しかし、現実問題、ワーク・ライフバランスなど、職場の労働環境整備や個人の時間制限などの働き方に対する制限もあり、ボランティア参加に対する理解などを施策として取り上げないとボランティア CSOの参加促進は難しいのではないかと？</p>	<p>(※プラスワン運動 県民が仕事や家庭での役割にプラスして社会貢献活動に参加することをすすめる運動のこと。)</p> <p>また、国（厚生労働省）では、平成20年厚生労働省告示第108号「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）において、「事業主は、地域活動、ボランティア活動等へ参加する労働者に対して、その参加を可能とするよう、特別な休暇の付与や時間単位付与制度の活用、労働者の希望を前提とした年次有給休暇の半日単位の付与等について検討すること」とされております。</p> <p>県ホームページでも働く人の様々な事情に対応した特別な休暇制度の導入について周知広報しており、引き続き休暇制度の普及促進に向けて取り組んでいきます。</p>	
17	<p>基本目標その4-(4)-①「成年後見制度の普及、定着」 (具体的取組の)新・市民後見人確保についての検討問題 の部分 1人暮らしや身寄りのない方のために市民後見人の確保は必要である。弁護士、司法書士に依頼する成年後見人だと費用がかかり、少ない年金からの費用捻出も、現行で厳しい人もおられる。そう考えると市民後見人の確保は必要であり、重要課題であると考えている。この件にかんしては、当素案のP89の(4)成年後見人の確保、市民後見人の普及とも内容がリンクするので施策のすり合わせをお願いしたい。</p>	<p>成年後見制度については、弁護士などの専門職だけではなく、「市民」の役割も期待されていますが、県内ではまだ取組が進んでいないため、担い手の育成・確保については、必要に応じて市町と協議していきたくと考えています。</p>	C
18	<p>地域包括支援センターなど高齢者の事業と直結している部署と市町行政が、縦割り行政ではなく情報共有、連携をとれるように県サイドとしても支援をお願いしたい。現場の声を掬いあげた施策をお願いしたい。</p>	<p>各種相談支援機関や市町行政の情報共有や連携については、非常に重要だと考えており、今回計画にも盛り込んでいる内容です(基本目標その3-(3)-⑤)。本計画を通じて、市町の計画の中にもこの取組が反映されるよう働きかけていきます。</p>	A

19	<p>県民意思と県政意思のすり合わせは重要。また、県議会意思が共有できることも必要である。意識や意思のずれがあっては、政策自体が進まない。目標設定とその達成に向けたコ・ラボレートとコ・プロダクトが重要である。佐賀県が、県民協働の地域福祉支援計画を目標に掲げて、その仕組みを構築するのであれば、総合計画と行政評価は、有効なツールと考えられる。評価自体が目的ではなく、評価結果が十分活用されるように推し進めてほしい。PDCサイクルをもとに政策実行、評価結果と予算の連動が進められ、PDCの強化につながることをのぞむ。そうすることで県民意思と県政意思の合致も出てくると考える。PDCサイクルと行政評価の活用が当県の大きな課題ではないのか。上から押し付ける政策ではなく、県民や民間の声をきちんと掬いあげた政策の推進をお願いしたい。</p>	<p>本計画においては、基本理念で「～人を大切に 住民とともに支える地域福祉～」と掲げているように、県民の声に耳を傾け、一人一人の想いを大切に、地域福祉の充実に努めます。</p> <p>また、計画の推進体制としては、地域福祉支援計画推進委員会を毎年開催し、計画の進捗管理を行うこととしており、計画、実行、評価、改善のサイクルを実践することで、より本計画が実効性のあるものとなるよう努めます。</p>	E
20	<p>お役所言葉の使用で文章が読みづらくなっています。「お役所言葉の使用をしない」「接続詞を多く使わない」「HPでアップする際は、敬意をふくんだ謙譲語、尊敬語の使用は避けて、丁寧語の使用を心がける」などに注意されると、もっとよい案になるのではと考えます。</p>	<p>分かりやすく、読みやすいものとなるよう可能な限り、修正しました。</p>	B
21	<p>一文が長く読みづらい。たとえば、P99の「県民の皆さんの・・・充実を図ります」は、一文が120～130字なので、いったん文を切ってはどうか？下手をすると原稿用紙の半ページが1文という文章になることもあるので、簡潔な文章の方が読み手側からわかりやすい。</p>	<p>分かりやすく、読みやすいものとなるよう可能な限り、修正しました。</p>	B
22	<p>高齢者、障害者などの表現は、法律用語以外の部分は「高齢の人」や「障がいのある人」などとかき分けをお願いしたい。</p>	<p>本計画では、専門性や読み易さの点から、「高齢者」「障害者」と記すのが適切と判断し、「高齢者」「障害者」の表現を用いています。</p>	D

意見の反映区分

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 「A」 計画等と同趣旨のもの | 「D」 計画等の修正が困難なもの |
| 「B」 計画等の修正を行ったもの | 「E」 計画等に関する感想や質問であるもの |
| 「C」 計画等の推進の段階で検討するもの | |